申請団体名を入れる（クーポン券）発行事業業務約款

申請者名：

クーポン券の名称：

第１章 総則

（趣旨）

第１条　申請団体名は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油や原材料の価格高騰によりさらなる消費の冷え込みが懸念される状況の中、個人消費を喚起し、地域商業を活性化させるため、佐賀県からの補助事業として、クーポン券の発行事業を行う。

２ 本事業名を「クーポン券発行事業の名称」とする。

３ 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

（実施主体）

第２条 クーポン券発行団体は、申請団体名とする。

（実施内容）

第３条 申請団体名は、クーポン券印刷、クーポン券発行、参加店舗への配分、消費されたクーポン券の回収時の参加店舗への換金事務、県民への広報ＰＲ、その他クーポン券発行において必要な業務を行うものとする。

（実施期間）

第４条 本事業は、交付決定日から令和〇年〇月〇日までとする。

（発行総額等）

第５条 クーポン券の発行総額は○○円とする。

（クーポン券の発行内容）

第６条 発行するクーポン券は、紙媒体のクーポン・電子媒体のクーポン（選択）とする。

２ クーポン券の種類は１種類の共通券とし、偽造防止用紙を使用する

（券面表示事項）

第７条 クーポン券には、次の事項を記載する。

（１）クーポン券の名称

（２）有効期間

（３）発行元

（４）額面金額

（５）配布店舗欄（クーポン券がどの店舗で配布されたか判別できる措置）

（６）取扱店舗欄（クーポン券がどの店舗で利用されたか判別できる措置）

（７）申請者の参加店舗（利用可能店舗）のみで利用ができること

（８）釣銭は支払われないこと

（９）クーポン券の払い戻し、交換、再発行はできないこと

（10）配布後のクーポン券の盗難、紛失、滅失について、クーポン券の発行者は責を負わないこと

（11）有効期限を過ぎた場合、クーポン券は無効となること

（12）クーポン券の転売や現金との引き換えはできないこと

（13）クーポン券の利用対象外品目

（14）約款の存在

（15）管理番号

第２章 クーポン券の発行

（配布対象者）

第８条 クーポン券の配布対象者は、参加店舗で2,000円以上商品及びサービス等の提供に対し、対価を支払った者とする。

２　ただし、前項の対価の支払いについて、第15条に定める対象外商品及びサービスの提供にかかる対価への支払い額を除く。

（配布限度額）

第９条 クーポン券の1人１回あたりの配布限度額は１万円（商品及びサービス等の提供に対する対価の支払い４万円以上の場合）を限度とする。

（配布方法）

第１０条 本事業の参加店舗を運営する者が第８条に定める対価の支払いを行った者に配布する。

２ 参加店舗は、クーポン券配布帳簿を作成し、配布店舗名、クーポン券配布日、配布日の売上総額、配布数及び配布クーポン金額を記録しておく。

３ クーポン券の配布期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間で、申請団体名が指定する日とする。

（給付額）

第１１条 第8条に定める商品及びサービス等の提供に対する対価の２5％に相当する金額

（500 円未満の端数が生じる場合には500 円未満を切り捨て）

（クーポン券の周知）

第１２条 クーポン券配布に係る周知方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

（１）○○○○

（２）○○○○

第３章 クーポン券の利用

（利用期間）

第１３条 クーポン券の利用期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間とし、利用期間を経過したクーポン券は無効とする。

（利用可能店舗）

第１４条 クーポン券を利用できる店舗は、第２３条に規定する参加店舗とする。

（対象商品等）

第１５条 クーポン券は、参加店舗が取り扱う商品及びサービス等の提供について使用できる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、対象外とする。

（１）換金性の高いもの（クーポン券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、定期券、回数券等）

（２）不動産に係る支払（土地購入、家屋購入、家賃の支払い等）

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第４号に規定する「麻雀、パチンコ等」、同法第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払

（４）国又は地方公共団体への支払

（５）事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払

（６）参加店舗自身での購入を偽る換金行為

（７）定価以下で発行が認められていないもの（たばこなど）

（８）参加店舗が特に指定するもの

（９）その他、佐賀県が不適当と認めるもの

（釣銭）

第１６条 クーポン券の額面に満たない利用の時の釣銭は、支払われない。

（返還等）

第１７条 配布されたクーポン券の換金は行わない。

（紛失等の責任）

第１８条 配布されたクーポン券について、盗難、紛失、滅失した場合は、再発行等は行わない。

（転売等の禁止）

第１９条 配布されたクーポン券について、交換、譲渡、売買、再利用をしてはならない。

（不正利用の損害）

第２０条 偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、不正利用者に損害金の全部を請求するものとする。

第４章 参加店舗

（参加店舗の募集）

第２１条 参加店舗の募集の周知方法は、方法を記載によるものとする。

（参加店舗の登録資格）

第２２条 参加店舗は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）申請者の構成員又は会員等であること。

（２）佐賀県内に店舗又は事業所を有していること。

（３）次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。

　ア　国、法人税法別表第一に規定する公共法人

　イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ　政治団体

　エ　宗教上の組織若しくは団体

　オ　アからエまでに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（４）暴力団、暴力団員が役員となっている法人その他の団体又は個人でないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

（参加店舗の登録手続き）

第２３条 前条の資格を有し、登録手続きを希望する者は、申請団体名が定める登録期間において参加申込書を提出し、申請団体名会長の承認を得て参加店舗とする。

（事業における負担金）

第２４条 クーポン券換金における手数料は、佐賀県からの補助対象経費に含めるものとし、参加店舗は負担しないものとする。（参加店舗に負担させることも可能です。申請者の決定された内容を記載ください）。

（換金期間）

第２５条 参加店舗が利用者から受け取ったクーポン券の換金期間は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの期間において申請団体名が定めた日とする。

（換金方法）

第２６条 参加店舗がクーポン券を換金する場合は、前条の規定により定めた日において、申請団体名が定めるクーポン券換金申請書及び第２７条第８？号に定めた使用済クーポン券を申請団体名へ提出するものとする。

２ 申請団体名は、内容を審査の上、参加店舗が指定した金融機関の口座へ入金するものとする。

３ 前条の規定により定めた期間を過ぎたクーポン券は、無効とし、換金できないものとする。

（参加店舗の責務）

第２７条 参加店舗は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１） 利用者が利用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。

（２） 申請団体名が配布する（例）参加店舗ポスター、昇り旗を利用者の見やすい場所に掲示すること。(店頭表示の方法を記載すること)

（３）参加店舗は、申請者から受け取った配布用のクーポン券について、無償配布、交換、譲渡、売買、再利用をしてはならないこと。

（４）参加店舗は、配布対象者に配布するクーポン券には、裏面の配布店舗名欄に参加店舗印(取扱店印)又は代表者の印を押印すること。

（５）参加店舗は、クーポン券を配布した際には配布帳簿に配布店舗名、配布日、配布日の売上総額、配布数及びその金額を記載すること。

（６）参加店舗は、利用者が利用期間中にクーポン券を利用したときは、利用帳簿に利用先店舗名、クーポン券の利用日、利用日の売上総額、利用枚数及び金額記載すること。

（７）利用者から受け取ったクーポン券の交換、譲渡、売買、再利用をしてはならないこと。

（８）利用者から受け取ったクーポン券は、再利用防止のため取扱店舗欄に参加店舗印（取扱店印）又は代表者の印を押印すること。

（９）取扱店舗欄に他店の押印のあるクーポン券は、受け取りを拒否するとともに速やかに申請団体名に申し出ること。

（10）偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに申請団体名に申し出ること。

（11） 申請団体名及び佐賀県若しくは国が本事業の調査等を行う時には、報告等の協力をすること。

（12） 本約款に定める規則を遵守するとともに、申請団体名からの指示を遵守すること。

（参加店舗資格の喪失等）

第２８条 第２２条及び前条各号に違約する行為が認められた場合は、換金の拒否、参加店舗の取り消し及び損害金の請求を行うことがある。

（紛失等の責任）

第２９条 利用者から受け取ったクーポン券の盗難、紛失、滅失は、参加店舗の責任とする。

２ 申請者から配分された配布用クーポン券について、参加店舗の過失によるクーポン券の盗難、紛失、滅失は、参加店舗の責任とし、損害の補填をするものとする。

（届出事項の変更）

第３０条 参加店舗は申請事項に変更があるときは、速やかに申請団体名に届け出るものとする。

第５章 雑則

（返還請求等）

第３１条 参加店舗又はクーポン券を受領した者が不正等を目的として次のことを行った場合は、クーポン券額面相当額の返還を請求し、申請団体名で審議し、決定した処理を取ることができる。

（１）クーポン券を無償で他人に配布すること。

（２）クーポン券を他人に売却し、利益を得ること。

（３）クーポン券を担保に提供し、又は質入れをすること。

（４）参加店舗事業者が自ら事業上の取引又は自社商品及びサービス等の提供に利用すること。

（５）その他本クーポン券の目的に相反する行為

（申請団体名の責務）

第３２条 申請団体名は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

（１） クーポン券の発行、参加店舗への配分、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。

（２） クーポン券の保管は、特に厳重に行うこと。

（３） クーポン券の盗難、紛失等が発生したときは、速やかに佐賀県及び申請団体名会長に盗難、紛失が発生したクーポン券番号を報告するとともに参加店舗にその旨を通知すること。

（４） 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

（紛失等の責任）

第３３条 申請団体名の過失によるクーポン券の盗難、紛失、滅失は、申請団体名の責任とし、損害の補填をするものとする。

（その他）

第３４条

（１）クーポン券発行事務に関する問い合わせ先は、申請団体名とする。

（２）参加店舗からのクーポン券に関する問い合わせ先は、申請団体名とする。

（３）この約款に定めるもののほか、クーポン券事業の実施に伴い必要な事項は、申請団体名が別に定める。

附 則

この約款は、令和〇年〇月〇日から施行する。